

こくみん共済

ご契約のてびき

下記の事項をご確認のうえ、お申し込みください。

契約概要と注意喚起情報について このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認ください(重要な事項をご説明するものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認し了承のうえお申し込みください。なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約・細則によって定まります。このご契約のてびきは、ご契約の内容すべてを記載したものではありません。ご不明な点がありましたら、こくみん共済 coop(以下「当会」)までお問い合わせください。ご契約内容となる事業規約・細則は、当会のホームページ(https://www.zenrosai.coop/tebiki.html)よりご参照いただくか、当会までお問い合わせください。

■共済商品名と該当する事業規約・細則

共済商品名	事業規約・細則
傷害W(ダブル)タイプ、傷害タイプ、傷害W(ダブル)60歳タイプ、傷害60歳タイプ	傷害共済
個人賠償プラス	個人賠償責任共済

契約概要

「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認ください(重要な事項を記載しています)。

契約者について 出資金を払い込み、組合員となった方で、当会と契約を結び、契約上の権利・義務を持つ方をいいます。**被共済者になることができる方** 1.契約者、契約者の配偶者(内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方(以下「内縁関係にある方等」)を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がある場合は除きます。以下同じです。)*内縁関係にある方等とは、生活実態をもとに当会が認めた方をいいます。また、戸籍上の性別が同一である場合については、加入時に確認書類の提示(自治体の同性パートナーシップの証明書、住民票、当会所定の確認書のいずれか)をお願いしています。2.生計を一にする、契約者または契約者の配偶者の子、父母(継父母を含みます)、孫、兄弟姉妹および子の配偶者(嫁・婿) ※生計を一にするとは、日常生活において互いの収入および支出を共同して計算することであり、同居である必要はありません。)*個人賠償プラス、携行品損害共済金においては、被共済者は共済金請求ができる方のことをいいます。個人賠償プラスの保障対象となる被共済者の範囲は**おもて面**を参照ください。 *ご加入の際は申込書に記載されている質問表への回答が必要です(「**加入申込書(申込書)および質問表の記入について**」をご覧ください)。**商品のしくみ** タイプごとに加える年齢・保障内容は異なります。詳しくは**おもて面**を参照ください。

共済掛金(掛金)の払込方法について 掛金の払込方法は、月払いになります。初回掛金の払い込みについては、「**契約の成立と効力の発生について**」をご覧ください。**共済期間と共済契約(契約)の継続(自動更新)について** 共済期間は1年です。契約は共済商品タイプごとに定める更新年齢の範囲で更新できます。同じタイプ(60歳以降は同じ掛金額のタイプ。保障内容は変わります)で引き続き加入する場合は、自動更新となり手続きは不要です。 *更新年齢とは更新後契約の発効日における被共済者の満年齢をいいます。 *事業規約・細則の改正があった場合には、掛金の額、保障内容等を変更することがあります(「**規約・細則の変更について**」をご覧ください)。**契約できる限度について** 1.1人の被共済者が同じタイプには複数加入できません。2.各タイプのうち、いずれか1つのみ加入できます。

一部のご職業について 1.保障開始日において次のご職業に従事する方は、被共済者となることができます。(1)力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業(2)テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業 *加入後にこれらの職業に従事した場合は、これらの職業の就業に伴う原因により支払事由が発生したときに共済金をお支払いできない場合があります。2.次表の①～⑦の職業の就業に伴う原因により発生した不慮の事故および交通事故の場合には共済金をお支払いできないことがあります。また、⑧の職業でその運転業務中に生じた不慮の事故および交通事故の場合には部位症状別傷害・災害長期入院一時金共済金はお支払いできません。

①競馬・競輪・オートレース・競艇等の職業競技者 ②潜水・潜函・サルベージ、その他これらに類する職業 ③警察官・海上保安官、その他これらに類する職業 ④自衛官(防衛大学校生を含みます) ⑤坑内・隧道内作業に従事される方 ⑥近海または遠洋漁業の船舶乗組員 ⑦1,000トン未満の船舶乗組員 ⑧ハイヤー・タクシー運転手

割戻し金について 毎年5月末に決算を行い、剰余が生じた場合に割戻し金としてお戻しします(5月末現在の有効契約が対象となります)。

共済金受取人について 1.共済金受取人は契約者です。2.1にかかわらず、被共済者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、(1)から(5)の順位になります。なお、(2)から(5)の中では、記載の順序になります。(1)契約者の配偶者(2)契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹(「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じです) (3)契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹 (4)(2)にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹 (5)(3)にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹 *契約者は、支払事由が発生するまでは所定の書類により、被共済者の同意および当会の承諾を得て、2.の死亡共済金受取人の順位または順序を変更することができます。また、死亡共済金受取人を2.以外の

契約者の親族等に指定または変更することができます。3.携行品損害共済金の共済金受取人は、被共済者です。4.個人賠償プラスの共済金受取人は、損害賠償請求権を有する被共済者または共済金を受け取るべき人です。

携行品損害について 1.損害の額は、当該時価額保障です。

2.次表に当てはまるものについては、携行品損害の対象となりません。(一部抜粋)

有価証券、貴金属、通帳、キャッシュカード、クレジットカード、携帯電話、ノート型パソコン、眼鏡、コンタクトレンズ など
--

共済金を減額してお支払いする場合 事故等による傷害で共済金をお支払いする場合、以下の影響により傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定してお支払いします。1.当該事故発生時、すでに存在していた障がいもしくは傷病の影響 2.当該事故の後にその原因となった事故と関係なく発生した障がいもしくは傷病の影響 **共済金支払いの分割・繰り延べ・削減** 戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ払い、削減をすることがあります(賠償責任に関わる共済金・携行品に関わる共済金は例外となり、お支払いできません)。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意ください(重要な事項、不利益になる事項等を記載しています)。

クーリングオフについて 申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば、書面または電磁的記録により、申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。 *書面による場合は、契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、被共済者の氏名、クーリングオフをする旨を明記し、署名・押印のうえ、当会に提出してください。 *電磁的記録による場合は、当会ホームページの受付フォームよりお申し出ください。**加入申込書(申込書)および質問表の記入について** 1.申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表について正確にお答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。被共済者になる方の同意を得て、契約者自身が記入し、内容を充分に正確かめのうえ、署名してください。2.申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は申込者(契約者)に通知します。3.申込者(契約者)が申込書の「申込日」に記入した日を告知日(申込書の質問表への回答日)とします。申込書に申込日(告知日)の記入がなかった場合は、申込書の受付方法に応じて以下の日付を申込日(告知日)とします。①当会窓口・当会の窓口受付日 ②金融機関窓口・金融機関の窓口受付日 ③郵送・消印日 金融機関の窓口受付日または消印日が判読不明の場合は、当会受付日を申込日(告知日)として取り扱います。

契約の成立と効力の発生について 当会が加入を承諾した場合、契約の効力は**申込書の受付日(消印日)の翌々月1日午前零時から発生(発効)**します。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。 *ご指定の口座から初回掛金の振り替えができなかったときは、申し込みはなかったものとなります。当会が指定する振替日までにご指定の口座へ払い込みください。**2回目以降の掛金払い込みと払込猶予期間・契約の失効** 1.口座振替(口振)は、当会が指定した振替日にご指定の口座から振り替えます。掛金の払込期日は次のとおりです。

発効日が毎月1日の場合	前月の月末
上記以外の場合	当月の月末

2.払込期日の翌日から3ヵ月の払込猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は失効します(契約がなくなりません)。

共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について) 契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が契約者の代理人として共済金等を請求することができます(「指定代理請求制度」といいます)。また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。**共済金をお支払いできない主な場合** 次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。

1.すべての共済金(1)被共済者の犯罪行為(個人賠償プラス・携行品損害共済金を除きます) (2)被共済者・契約者・共済金受取人の故意 (3)契約が解除された場合 (4)契約が無効となった場合や、詐欺等により取り消された場合 など
2.死亡・重度障がいの原因とする共済金(1)発効日(増額分は更新日。以下同じ)から1年以内の自殺・自殺行爲 (2)発効日前の傷害または病気を原因として重度障がいの状態となったとき など
3.不慮の事故を原因とする共済金(1)被共済者・契約者・共済金受取人の重大な過失 (2)被共済者の精神障がいまたは泥酔・疾病に起因して生じた事故 (3)無資格運転、酒気帯び運転およびこれに相当する運転中の事故 (4)原因がいかなる場合でもむち打ち症または腰・背痛で他覚症状のないもの (5)一部の職業において、業務中の事故(「 一部のご職業について 」をご覧ください) など
4.携行品損害共済金(1)被共済者・契約者・共済金受取人の重大な過失 (2)生計を一にする親族の故意(被共済者に共済金を取得させる目的がなかった場合は除く) (3)共済の目的となる携行品の欠陥、自然消耗、置き忘れ、紛失 など

5.賠償責任に関わる共済金(1)被共済者の範囲に含まれる親族、およびその同居親族に対する損害賠償責任 (2)暴行または殴打に起因する損害賠償責任 (3)職務従事に起因する損害賠償責任 (4)被共済者本人が所有する財物および被共済者が使用・管理する財物に関する損害賠償責任(使用・管理とは借用物、預り物等をいいます。財物は不動産を含みます) (5)心神喪失に起因する損害賠償責任 (6)自動車、バイクなどの車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 など

*下記については、共済金は重複して支払いません。重度障害共済金と死亡共済金

規約・細則の変更について 当会が事業規約・細則を改正した場合には、更新日時点における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等(支払事由、共済金の額、その他の契約内容となるすべての事項)により更新します。また、当会は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、当会ホームページへの掲載その他の方法により周知します。

個人賠償プラス(個人賠償責任共済)の保障の重複について 当会および当会以外のご契約ですでに同種の保障に加入しているときは保障が重複することがあります。重複すると、保障の対象となる事故について、どちらのご契約からでも保障されますが、いずれか一方のご契約からは保険金や共済金の支払われない場合があります。それぞれのご契約内容の違いや保障される金額をご確認いただき、保障の要否をご判断いただいたうえでご加入ください。 *主たる被共済者とそのご家族がそれぞれ個人賠償プラスに加入し、保障が重複した場合、支払限度額はそれぞれの保障額を合算した額となります(それぞれのご契約から共済金を重ねてお支払いすることはありません)。

契約の無効について 次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。1.被共済者が発効日にすでに死亡していたとき 2.被共済者が発効日または更新日に「**被共済者になることができる方**」の範囲外であったとき 3.共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分に対応するタイプ 4.申し込みの際、被共済者の同意を得ていなかったとき 5.契約者の意思によらず契約の申し込みがされたとき 6.同じタイプに複数加入していたときは、その超えた部分に対応するタイプ 7.契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をしたとき 8.基本となるタイプが契約の発効日または更新日において無効であるときの個人賠償プラス *すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。 *無効の場合、掛金の全部または一部を契約者にお返しします(7.のときを除きます)。

詐欺等による契約の取り消しについて 契約者、被共済者(個人賠償プラスの場合、主たる被共済者)または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。 *支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、返還していただきます。 *取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

契約の解除について 次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。1.共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行爲を行い、または行おうとしたとき 2.契約者、被共済者または死亡共済金受取人(個人賠償プラスは、損害賠償請求権を有する被共済者または共済金を受け取るべき人。以下同じです)が、共済金を支払うことを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき 3.契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していると認められるとき *1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。 *2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。 4.他の契約との重複によって、被共済者にかかる共済金等(保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします)の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき 5.前記1.～4.までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき 6.契約者または被共済者(個人賠償プラスは、主たる被共済者)が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき *当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。 *支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。 *契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。 *前記3.の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

契約の消滅について 次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。1.被共済者が死亡したとき *被共済者が死亡された場合は当会へご連絡ください。 2.被共済者が重度障がいの状態となり、重度障害共済金がお支払われたとき **被共済者による契約の解除請求について** 被共済者が契約者以外である場合、被共済者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます(個人賠償プラスを除きます)。

お申し込みの前に必ずお読みください。

ご注意

【加入いただけない主な場合】

- ・質問①に該当する場合、「傷害タイプ」「傷害Wタイプ」「傷害60歳タイプ」「傷害W60歳タイプ」には加入いただけません。
- ・職業によっては加入いただけない場合がありますので、「ご契約のてびき」をよくお読みください。

こくみん共済「質問表」(重要事項)

すべての質問に必ず回答してください。

■被共済者の同意を得たうえで、被共済者の健康状態についてありのまま正確に回答してください。

いずれにも該当しない場合は、回答欄の「**なし**」を必ず選択してください。

■事実が記入されていないときは、契約は解除され、共済金等をお支払いできない場合があります(共済募集人に口頭でお話されても、回答したことにはなりません)。

■質問に該当する場合は、別途詳細な内容を「追加告知書」に記入いただく場合があります。また、回答内容によっては加入いただけない場合があります。

以下の質問に該当する場合は、

回答欄の「**あり**」を選択のうえ、該当番号をもなく記入してください。

質問①入院給付金付きの保険・共済に4社以上加入していますか。
質問②個人賠償責任保険・共済(偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を保障する保険・共済)に加入していますか。

金融機関 御中

私(預金金義人)は、表面に記載の収納企業から請求された金額を表面の預金口座から預金口座振替によって支払うことにしたのので下記預金口座振替規定を確約のうえ、依頼します(ゆうちょ銀行からの自動払込みを除く)。注)ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

記

- 貴行(銀行・金庫・組合)に請求書が送付されたときには、私に通知することなく請求書記載金額を指定された日(当日が休日の場合は翌営業日)に預金口座から引き落としのうえお支払いください。この場合、預金規定または、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の提出はいたしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払い戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)を超えるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもしつつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から貴行(銀行・金庫・組合)に書面により届け出ます。なお、この届け出がないまま長期間にわたり全労済から請求がない等相当の事由があるときは、特に申し出をしない限り、貴行(銀行・金庫・組合)はこの契約が終了したものとして取り扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替について十分に紛争が生じても貴行(銀行・金庫・組合)の責めによる場合を除き、貴行(銀行・金庫・組合)には迷惑をかけません。

金融機関・ゆうちょ銀行使用欄 (不備返却事由)			
1. 預金取引なし	2. 記載事項等相違(店名、預金種目、口座番号、口座名義)	3. 印鑑相違	
4. 印鑑不鮮明	5. 貯蓄預金	6. その他()	

お申し込みの前に必ずお読みください。

お申し込みの前に必ずお読みください。

掛金の生命保険料控除について 掛金全額が控除の対象になりません。**契約内容に関する届け出について** 契約者(4.は被共済者または相続人)は次の場合、当会へご連絡ください。ご連絡がないとき、共済金をお支払いできない場合があります。1.契約者または被共済者の氏名を変更したとき(死亡共済金受取人や指定代理請求人を含みます) 2.契約者の住所を変更したとき 3.続柄が変更となったとき 4.契約者が死亡されたとき **解約と解約返戻金について** 1.契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。当会所定の解約届を提出してください。 *個人賠償プラスは組み合わせて加入している基本となるタイプが、終了(無効・取り消し・失効・解約・解除・消滅)するとき、あわせて終了となります。 2.解約返戻金はありません。**お客さまに関する個人情報の取り扱いについて** 組合員・お客さまからご提供いただいた個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金に関する業務や保障に関する情報のご提供、当会の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。

料金受取人払郵便

代々木局
承認

6757

1518790

111

差出有効期間
2025年5月31日
まで
(切手不要)

(受取人)

東京都渋谷区代々木2-12-10
8F

こくみん共済 coop 〈全労済〉
関東統括本部 行

〒151-8501 東京都渋谷区代々木2-12-10
8F

〒151-8501 東京都渋谷区代々木2-12-10
8F

〒151-8501 東京都渋谷区代々木2-12-10
8F

〒151-8501 東京都渋谷区代々木2-12-10
8F

〒151-8501 東京都渋谷区代々木2-12-10
8F

〒151-8501 東京都渋谷区代々木2-12-10
8F

〒151-8501 東京都渋谷区代々木2-12-10
8F

〒151-8501 東京都渋谷区代々木2-12-10
8F

〒151-8501 東京都渋谷区代々木2-12-10
8F

〒151-8501 東京都渋谷区代々木2-12-10
8F

〒151-8501 東京都渋谷区代々木2-12-10
8F

〒151-8501 東京都渋谷区代々木2-12-10
8F

〒151-8501 東京都渋谷区代々木2-12-10
8F

〒151-8501 東京都渋谷区代々木2-12-10
8F

〒151-8501 東京都渋谷区代々木2-12-10
8F

〒151-8501 東京都渋谷区代々木2-12-10
8F

ご契約者の皆さまへ 「こくみん共済 coop(当会)」は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。当会は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県の当会にお問い合わせください)。

苦情のお申し出先

こくみん共済 coop お客様相談室 ☎0120-603-180

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

※営業日・営業時間が変更となる場合がございます。

事前に当会ホームページ等でご確認ください。

※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。